

平成27年度決算に基づく
静岡市公営企業
経営健全化審査意見書

28静監第803号

平成28年8月24日

静岡市長 田 辺 信 宏 様

静岡市監査委員	村 松	眞
同	杉 原	賢 一
同	浅 場	武
同	岩 崎	良 浩

平成 27 年度決算に基づく静岡市公営企業

経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 27 年度決算に基づく静岡市公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

平成 27 年度決算に基づく静岡市公営企業経営健全化審査意見

第 1 審査の対象

- 1 公営企業（法適用）
 - (1) 平成 27 年度 静岡市病院事業会計資金不足比率
 - (2) 平成 27 年度 静岡市水道事業会計資金不足比率
 - (3) 平成 27 年度 静岡市下水道事業会計資金不足比率
- 2 公営企業（法非適用）
 - (1) 平成 27 年度 静岡市簡易水道事業会計資金不足比率
 - (2) 平成 27 年度 静岡市農業集落排水事業会計資金不足比率
 - (3) 平成 27 年度 静岡市清掃工場発電事業会計資金不足比率
 - (4) 平成 27 年度 静岡市中央卸売市場事業会計資金不足比率
- 3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

- 1 公営企業（法適用）

平成 28 年 6 月 15 日から平成 28 年 8 月 16 日まで
- 2 公営企業（法非適用）

平成 28 年 6 月 24 日から平成 28 年 8 月 16 日まで

第 3 審査の方法

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次の項目に主眼を置き審査した。

- 1 法令等に照らし資金不足比率の算定過程に誤りがないか。
- 2 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているか。
- 3 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類等が適正に作成されているか。

第4 審査の結果

審査に付された下記各事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であるものと認められた。各事業会計の概要及び意見は、後述のとおりである。

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
簡易水道事業会計	—	
農業集落排水事業会計	—	
清掃工場発電事業会計	—	
中央卸売市場事業会計	—	

備考 資金不足比率の算定において、資金不足額がない場合は、「—」を記載した。

第5 各事業会計の資金不足比率の概要及び意見

資金不足比率とは、公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業規模（料金収入の規模）に対する比率であり、資金不足額は、法適用の公営企業においては、流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として算定され、また、法非適用の公営企業は、実質赤字額と事業規模で算定される。

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率（法適用）} = \frac{\text{流動負債等} - \text{流動資産等}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{資金不足比率（法非適用）} = \frac{\text{各会計の実質赤字額}}{\text{事業規模}}$$

1 公営企業（法適用）

(1) 病院事業会計資金不足比率

病院事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△6,988,501	△6,876,889	△111,612
流動負債等 a	3,312,809	3,100,574	212,235
流動資産等 b	10,301,310	9,977,463	323,847
事業規模 B	29,421,941	27,989,837	1,432,104
資金不足比率 A/B	—	—	

病院事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△69億8,850万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

(2) 水道事業会計資金不足比率

水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△9,683,012	△12,993,443	3,310,431
流動負債等 a	2,278,815	2,205,358	73,457
流動資産等 b	11,961,827	15,198,801	△3,236,974
事業規模 B	9,294,618	9,388,352	△93,734
資金不足比率 A/B	—	—	

水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△96億8,301万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

(3) 下水道事業会計資金不足比率

下水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△9,608,124	△7,537,601	△2,070,523
流動負債等 a	3,416,082	3,563,799	△147,717
流動資産等 b	13,024,206	11,101,400	1,922,806
事業規模 B	14,631,344	14,687,908	△56,564
資金不足比率 A/B	—	—	

下水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△96億812万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

2 公営企業（法非適用）

(1) 簡易水道事業会計資金不足比率

簡易水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△1,998	△2,088	90
歳出額等 a	832,321	835,511	△3,190
歳入額等 b	834,319	837,599	△3,280
事業規模 B	74,768	79,007	△4,239
資金不足比率 A/B	—	—	

簡易水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△199万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

(2) 農業集落排水事業会計資金不足比率

農業集落排水事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△1,409	△1,501	92
歳出額等 a	248,819	543,997	△295,178
歳入額等 b	250,228	545,498	△295,270
事業規模 B	44,070	42,842	1,228
資金不足比率 A/B	—	—	

農業集落排水事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△140万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

(3) 清掃工場発電事業会計資金不足比率

清掃工場発電事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△51,507	△18,799	△32,708
歳出額等 a	725,752	1,811,872	△1,086,120
歳入額等 b	777,259	1,830,671	△1,053,412
事業規模 B	758,119	1,146,065	△387,946
資金不足比率 A/B	—	—	

清掃工場発電事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△5,150万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

(4) 中央卸売市場事業会計資金不足比率

中央卸売市場事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△25,386	△39,654	14,268
歳出額等 a	1,024,565	694,695	329,870
歳入額等 b	1,049,951	734,349	315,602
事業規模 B	381,199	395,170	△13,971
資金不足比率 A/B	—	—	

中央卸売市場事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△2,538万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

3 総括意見

各公営企業会計の資金不足比率は、資金不足額が発生していないため、算定されなかった。

しかしながら、これら企業の中には、収支不足補填のための一般会計からの繰入金によって、外観上、資金不足額が発生していないものも存在している。したがって、今後も、経営改善に向けた努力を継続する必要がある。

(注) 用語説明

- 【法適用企業】 地方公営企業法の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。
- 【法非適用企業】 地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの。経理事務は官庁会計方式により行われている。